

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和5年9月14日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 白井 啓一

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

90,722

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

667,013

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	255,871
姫路市	139,077
尼崎市	128,418
明石市	84,089
西宮市	133,129
洲本市	11,995
芦屋市	26,619
伊丹市	55,520
相生市	7,816
豊岡市	21,706
加古川市	72,613
たつの市	20,628
赤穂市	12,902
西脇市	10,835
宝塚市	63,984
三木市	20,907
高砂市	24,495
川西市	43,628
小野市	12,982
三田市	30,151
加西市	11,815
丹波篠山市	11,140
養父市	6,239
丹波市	17,164
南あわじ市	12,661
朝来市	8,040
淡路市	12,033
宍粟市	9,963
加東市	10,706

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,277
多可町	5,516
稲美町	8,439
播磨町	9,519
神河町	3,035
市川町	3,203
福崎町	5,129
太子町	9,230
上郡町	4,081
佐用町	4,475
香美町	4,602
新温泉町	3,830